

Cadenza (カデンツァ) 募集要項 R6 年 Ver. 1.0



所在地: 市原市八幡 1 4 1 4 - 6 (-6 省略可)
カデンツァ〇〇〇号室 (住居表示)

住民登録: 市原市八幡 1 4 1 4 番地 6

貸主: (契約者名) 千葉市美浜区高浜 5 - 9 - 9

株式会社イ・アルテス

代表取締役小坂恵美

電話: 0 4 3 - 3 0 4 - 5 5 5 1

FAX: 0 4 3 - 3 0 4 - 5 5 5 2

E-Mail: y_artes@aquaplala.or.jp

【賃貸借契約条件】

- 二人居住可 但し、文書による届出 (要)
ペット可 但し、ペットの種類等は貸主の承諾 (要)
入居時 敷金: 1ヶ月
礼金: 個人契約なし、法人契約 1ヶ月
更新時 更新料: 1ヶ月

- | | |
|------|---|
| 契約書式 | 募集会社の書式 (但し、国交省指針準拠のもの)
個人契約の場合、連帯保証会社を付す (保証会社は募集会社の選定で可)、緊急連絡先届出 (要) |
| 賃料 | 月末までに前家賃を当社指定の下記口座へ振込む
京葉銀行 新習志野支店 普通口座: 5 8 6 6 9 2 2
株式会社イ・アルテス |
| 特約事項 | 1. 賃貸借契約は 2 年毎の自動更新とし、更新日より 1 ヶ月前までに、貸主・借主双方どちらかの申し出がない限り自動更新とする。
個人契約の場合、保証会社の保証を付すこと (必須)。
自動更新の際、当該保証契約も継続する。
火災保険加入 (当社指定の個人生活用動産保険) 加入
自動更新時に更新必須。
更新料は上記口座へ更新契約日までに振込むこと。
2. 退去時に、入居期間の長短に関わらず室内清掃 (契約 $m^2 \times 1000$ 円 + 消費税) 及びエアコンクリーニング (10000 円 + 消費税) の費用を借主が負担する。
3. 退去時に、借主の喫煙やペット契約のペットに起因する汚損・損傷等の修復が必要と認められる場合、管理会 |

社指定の業者による見積もりに基づき、張替え等の費用を借主が負担する。

4. ペット契約の場合、退去時に管理会社指定の業者による見積もりに基づき特別清掃費用（契約㎡×1500円＋消費税）、エアコンクリーニング（10000円＋消費税）及び消毒費用（10000円＋消費税）を借主が負担する。
5. 借主が入居後ペットを飼いたい場合、貸主宛文書による申し出を行い、当該ペットに付き承諾を得る事。承諾があった場合、ペット契約に変更する覚書を締結する。
6. 自動二輪は月額1000円＋消費税（8台まで）
原動機付自転車は月額500円＋消費税
指定する自動二輪・原付専用駐輪場に駐輪する事とし、エントランス脇の自転車駐輪場での自動二輪・原付の駐輪は厳禁とする。

建物管理等	共用部分清掃	原則週1回
	巡回管理	週1, 2回程度
	管理会社	株式会社 イ・アルテス